

教育経済学研究投稿規程

令和6年9月25日
規程第26号

(趣旨)

第1条 この規程は、下関市立大学（以下「本学」という。）が発行する教育経済学研究（英名：Research of Education Economics。以下「本誌」という。）について、投稿や編集等に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本誌は、教育経済学分野における研究促進及び発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 公立大学法人下関市立大学職員就業規則（平成19年規則第3号）第2条第1項に規定される職員をいう。
- (2) 教員 公立大学法人下関市立大学職員就業規則第2条第2項第1号に規定される教員及び下関市立大学特命教員に関する規則（令和2年規則第9号）に基づき採用した特命教員をいう。
- (3) 非常勤講師 公立大学法人下関市立大学臨時職員就業規則（平成19年規則第9号）第2条の2第1号に規定される非常勤講師をいう。
- (4) 研究員 下関市立大学客員研究員規程（平成19年規程第100号）に基づき受け入れた客員研究員をいう。
- (5) 学生 本学の学部、大学院及び専攻科の学生並びに本学の附属リカレント教育センターの受講生をいう。
- (6) 原著論文 研究背景、目的、方法、結果、考察及び結論が明確で、一定の客観性、独創性があり、学術的に価値があるものをいう。
- (7) 総説 特定の分野、テーマについて多面的に内外の学問的な知見を集め、その分野、テーマについて総合的に概説し、今後の動向と展望を示したものをいう。
- (8) 研究ノート 学術上・研究上・技術上の問題点や提案などにおいて価値ある新しい研究成果で、原著論文と比較すると論文としての完成度としてやや難があり、まとまらない内容であっても早く報告する価値があるものをいう。
- (9) 資料 当該学問の発展において、臨床や教育現場に何らかの示唆をもたらす、資料的価値があると認められるものをいう。

(編集事務局)

第4条 本誌の編集等に関する業務を行うため、編集事務局を置く。

2 編集事務局は、UR A室長が指名する者をもって構成する。

3 編集事務局の業務は、次のとおりとする。

(1) 本誌の編集に関すること。

(2) 本誌に掲載を希望する論文（以下「投稿論文」という。）に対する査読に関する
こと。

(3) 本誌に掲載する原著論文、総説、研究ノート、調査・実践報告及びその他の確
定に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、UR A室長が必要と認めること。

（投稿資格）

第5条 本誌に投稿できる者は、次のとおりとする。

(1) 教職員

(2) 非常勤講師

(3) 研究員

(4) 学生

(5) 教員と共同研究に従事する者

(6) 前各号に掲げるもののほか、研究機構長が認める者

2 前項第3号及び第4号の者が投稿するときは、教員の推薦書を必要とし、当該教
員を責任著者とする。

（投稿論文の要件）

第6条 投稿論文は、次の要件を満たすものとする。

(1) 教育経済学分野における研究促進及び発展に寄与すること

(2) 未発表であること。

2 投稿論文は、和文又は英文とする。

3 投稿論文の種類は、原著論文、総説、研究ノート及び資料（以下「論文等」とい
う。）とする。

4 筆頭著者での投稿は、原則として同一号につき1本とする。

5 投稿論文において必要なことは、UR A室長が別に定める。

（論文等の作成）

第7条 論文等は、UR A室長が別に定める執筆ガイドラインに基づいて作成し、編
集可能な電子媒体で編集事務局へ提出しなければならない。

2 執筆ガイドラインに定める様式に合っていないと編集事務局で判断した論文等
については、受理することができない。

（投稿の締切等）

第8条 投稿論文の提出締切は、編集事務局が別に定める。

2 投稿者は、編集事務局が別に定める教育経済学研究論文投稿申込書を添付し、投

稿論文を提出しなければならない。

(投稿料及び掲載料等)

第9条 投稿料及び掲載料は、無料とする。

2 英文原稿は、専門家による校閲を受けたものを提出しなければならない。この場合において、当該費用については、著者負担とする。

(掲載可否の審査)

第10条 論文等の掲載可否の審査は、査読制とする。

2 査読に関する事項は、URA室長が別に定める。

3 論文等の本誌への掲載可否は、第1項の審査の結果を受け、編集事務局において決定する。

4 第1項の審査により、修正を要するものには、編集事務局の意見をつけて書き直しを求めることができる。

5 投稿者は、前項に規定する書き直しを求められた場合、定められた期間内に修正原稿を再投稿しなければならない。ただし、期間を過ぎた場合は、次号以降の新規投稿論文として処理される。

(研究倫理指針)

第11条 人を対象とする研究については、投稿者の所属する大学又は研究所等の人を対象とする研究に関する倫理規定に基づいて行わなければならない。

2 前項の場合において、投稿者は、所属する大学又は研究所等の倫理委員会の承認を得なければならない。

(利益相反)

第12条 特定企業又は団体により依頼された研究については、研究代表者（研究分担者も含む。）と企業・団体との利害関係を開示しなければならない。

2 前項の場合において、利益相反にあたる時は、投稿者は、本文中に明記しなければならない。

(校正)

第13条 著者校正は、原則として次に掲げる編集に関わる修正のみとし、投稿者が自らの責任で校正を行わなければならない。

(1) 誤字・脱字

(2) 図表及び写真の配置

(3) 文章表現の訂正

(4) その他編集事務局が必要とする校正

(原稿の著作権)

第14条 論文等に関する国内外の一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定される全ての権利をいう。ただし、同法第1

8条から第20条までに規定される著作権人格権は含まない。)は、本誌に掲載する論文等が確定した時点から原則として本学に帰属する。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和6年9月25日規程第26号)

この規程は、令和6年9月25日から施行する。